

IV. 市民参画と協働

本市においては、庭園都市の実現に向けて市民と共にオープンガーデンの実施等に取り組んでいるが、みどりの骨格である街路樹の維持管理においても、地域住民や事業者と共に取り組む体制や対話の機会を充実させ、より一層の連携強化を図る。現在は、LINE による市民からの情報提供システムを採用している。

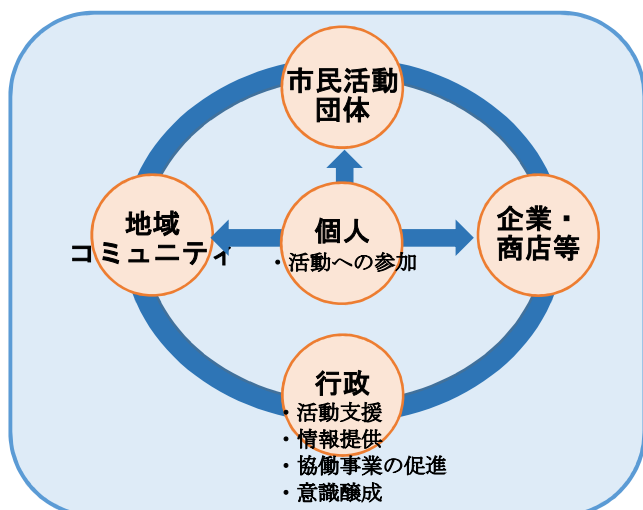


図 4-1 地域との連携のイメージ



LINE アカウント URL

<https://page.line.me/ashiyashi5401>

図 4-2 LINE による情報提供システム

①街路樹更新における地域住民との連携

計画策定後は、市民のみなさんのご意見を伺いながら、計画に沿って街路樹更新を進めていく。間引き・植替など街路樹の撤去を伴う場合は、事前に沿道住民との対話により合意形成を図るよう務める。



②清掃美化活動など地元との連携と協働の推進

街路樹の維持管理への地域の関わりを深める目的で、地域住民に負担をかけすぎないように、花苗、園芸用資材、ごみ袋、清掃用具等の資材準備や傷害保険加入等の支援や地域で街路樹を育成する制度を検討する。

また、本計画に基づいた改善対策の実施や協働による取り組みを促進するため、情報提供を充実させるなど、住民及び各種団体、行政、維持管理業者の連携体制づくりを進めていく。



③街路樹への理解促進、啓発

良好な街路樹の維持管理には、市民に街路樹の必要性について理解を得ることが重要となる。そのため、街路樹管理についてもオープンガーデン等の取り組みを充実するとともに、樹名板の設置や学校園への出前講座等および、市の広報紙やホームページによる街路樹に関する情報提供を充実させ、街路樹本来の姿や多様な機能を市民に広く周知し、理解を得ることができるような取組を実施していく。

また、市民、商店及び企業と協働して、桜のライトアップ等、街路樹をテーマにしたイベントの開催を検討する。さらに、街路樹の植替の際に、路線全体として市民の寄付により街路樹を植栽し、結婚・誕生日・定年退職などの特別な記念日のメッセージを書いた看板等の設置について検討する。



V. 計画を支える手法

1. 街路樹更新マニュアル等の策定等

①街路樹更新マニュアルの策定等

地域ごとの特色や市民の意識などを踏まえて、各路線の街路樹のあり方を示し、より円滑に更新を進めていくため、街路樹更新マニュアルを作成する。

また、更新計画に合わせ、既存の剪定管理マニュアルである「芦屋市街路樹等維持管理基本書」の修正を行う。

【街路樹更新マニュアル記載項目（例）】

- ・撤去・植替の基準（判断基準）
- ・新規植栽の基準（樹種、植栽樹の規格、植栽間隔、歩道幅員の確保、土壌改良等）
- ・更新タイプ別の進め方、維持管理の考え方 等
- ・住民参加・企業連携の進め方

②街路樹更新実施計画書の策定

マニュアル作成と並行して、路線ごとの実施計画と概算、優先的に実施する路線等についてとりまとめた街路樹更新実施計画書を作成する。また、計画書作成にあたって、無電柱化や自転車ネットワーク路線整備などの事業による整備やバリアフリー化など道路の改修計画を踏まえて、事業計画を作成する。

事業推進に際しては、重点管理路線を設定し、維持管理等を行い、その実績を検証することによって、さらに充実した作業計画を策定する。

【街路樹の撤去・植替が急がれる路線（短期的な目標）】

- ・老朽化・大木化が著しく倒木等の恐れや車両・歩行者に支障がある路線
- ・歩道幅員が確保できていない路線
- ・侵略的外来種が植栽されている路線
- ・二重植栽など街路樹植栽の効果が薄い路線
- ・標識や街路灯・信号などの妨げ、その他問題の多い樹種が植栽されている路線

③街路樹維持管理における新たな仕組みの検討

これまで街路樹の維持管理は行政が主体となってすすめてきたが、今後は街路樹の大木化・老木化に伴う様々な課題の顕在化や維持管理費用の縮減に対して、行政の対応だけでは対応しきれないことが想定される。そこで、路線における街路樹の役割に応じて管理頻度に差をもたせるとともに、官民協働による管理へ移行することが必要である。

そのため、企業等との連携を推進し、能動的な維持管理や市民要望に対するレスポンス向上、市内造園業者の育成などにも取り組むことが望まれる。特に、重点管理路線など高い管理水準を求めべき路線では、地域や事業者等との連携強化に取り組み、質の高い管理を達成することが望まれる。

また、個別業務ごとに単年度で委託していた複数の業務を一括して複数年度契約し、さらに要求

される水準を定めたうえでそれらを達成するための業務運営については受注者の創意工夫に委ねる「包括的性能発注」の導入についても検討する。

④PDCA サイクルに基づいた計画の推進

計画に沿って街路樹の更新を進めていくため、街路樹更新計画、街路樹更新マニュアル及び街路樹更新実施計画書（Plan）を策定後、計画に沿って街路樹更新や適切な剪定管理などの維持管理作業を実施（Do）、効果や推進状況の評価（Check）、計画の改善（Action）の PDCA サイクルに基づき計画を推進していく。

概ね 5 年毎に実施した対策や街路樹管理の検証結果を検討することで、新たな街路樹更新計画に反映しながら策定していく。

また、計画の進捗状況を把握する評価指標として、以下の指標を定める。

＜評価指標＞

●緑に対する満足度

街路樹の緑の「質」を（満足＋やや満足）と感じる方の割合を向上（参考 R2 年：46.1%）

※令和 2 年度緑の基本計画市民アンケート調査より

⑤街路樹剪定の技術力向上

芦屋市では、現在全路線の管理において街路樹剪定士を導入しているが、より芦屋市らしい質の高い街路樹景観を創出するには、以下のような剪定の技術力向上に向けた取り組みが必要である。

- ・業者におけるより多くの技術者育成推進

⑥発生材料の活用

更新方針に基づき伐採した樹木の有効活用として、ウッドチップ、堆肥化等の方法を検討する。

2. 維持管理費用の試算

(1) 全体

- 方針に従い維持管理費を試算した結果は、今後 30 年間で約 21.5 億円縮減できる見込みとなる。
- 樹木の本数は、約 9,600 本 → 約 7,000 本となる。(約 73%)
- 現状の維持管理方法の場合の試算条件として、幹周りが 2cm/年大きくなることで剪定費用が増加することを見込んでいる。

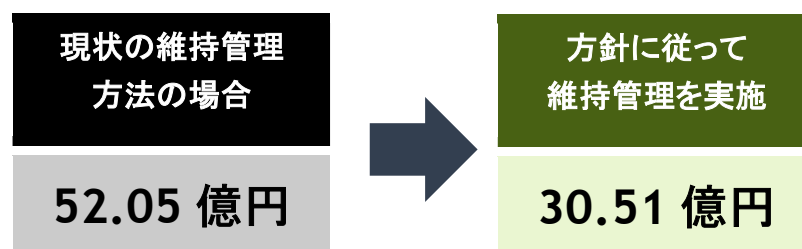


図 5-1 維持管理費の将来予測 (30 年間累計)

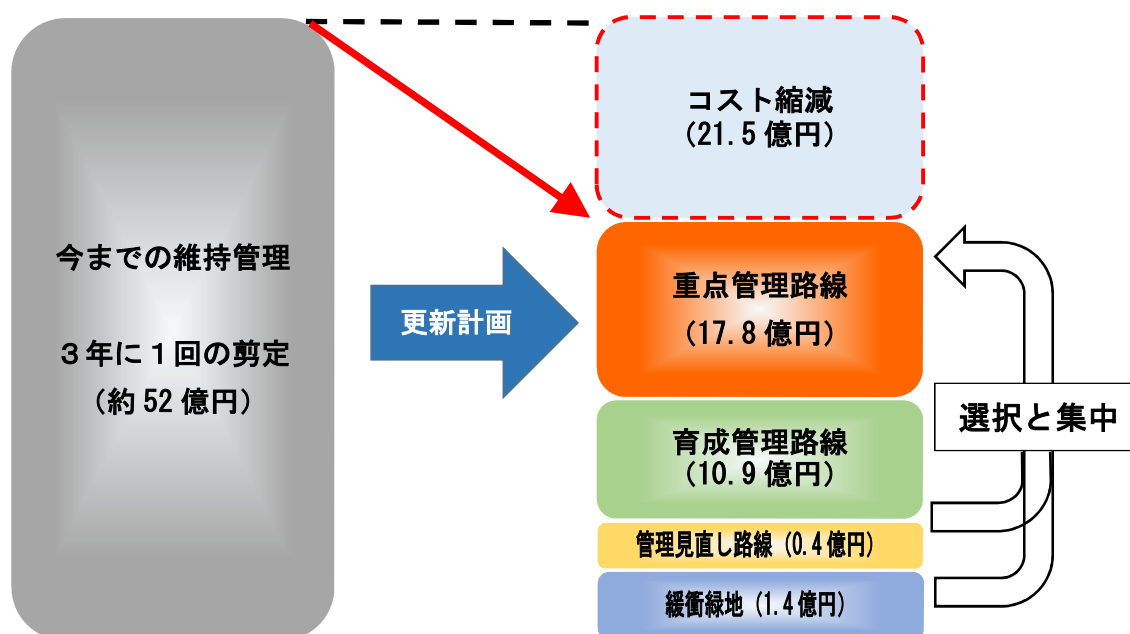


図 5-2 コスト削減のイメージ

表 5-1 維持管理費試算（全体）

●30年試算

単位：百万円

年数	3年間剪定 必要額	伐採+植樹 費用	単年度 費用	累計
0-3年	203.45	93.93	99.13	297.38
4-6年	203.45	93.93	99.13	594.76
7-9年	203.45	93.93	99.13	892.14
10-12年	203.45	93.93	99.13	1189.52
13-15年	203.45	93.93	99.13	1486.90
16-18年	220.72	92.05	104.26	1799.67
19-21年	220.72	92.05	104.26	2112.44
22-24年	220.72	92.05	104.26	2425.20
25-27年	220.72	92.05	104.26	2737.97
28-30年	220.72	92.05	104.26	3050.74

（2）重点管理路線

- 重点管理路線の維持管理費は、30年間で約15.8億円（適正化）、約2.0億円（植替）の合計17.8億円となる。

表 5-2 維持管理費試算（左：重点管理路線（適正化）、右：重点管理路線（植替））

●30年試算

単位：百万円

年数	3年間剪定 必要額	伐採+植樹 費用	単年度 費用	累計
0-3年	120.64	20.56	47.07	141.20
4-6年	120.64	20.56	47.07	282.40
7-9年	120.64	20.56	47.07	423.61
10-12年	120.64	20.56	47.07	564.81
13-15年	120.64	20.56	47.07	706.01
16-18年	156.10	19.30	58.47	881.41
19-21年	156.10	19.30	58.47	1056.81
22-24年	156.10	19.30	58.47	1232.22
25-27年	156.10	19.30	58.47	1407.62
28-30年	156.10	19.30	58.47	1583.02

●30年試算

単位：百万円

年数	3年間剪定 必要額	伐採+植樹 費用	単年度 費用	累計
0-3年	17.05	6.26	7.77	23.31
4-6年	17.05	6.26	7.77	46.62
7-9年	17.05	6.26	7.77	69.94
10-12年	17.05	6.26	7.77	93.25
13-15年	17.05	6.26	7.77	116.56
16-18年	6.69	9.31	5.33	132.56
19-21年	6.69	9.31	5.33	148.56
22-24年	6.69	9.31	5.33	164.57
25-27年	6.69	9.31	5.33	180.57
28-30年	6.69	9.31	5.33	196.57

<試算の前提条件>

- ・巨木化により交通等に支障が出る場合を想定し、伐採植替を行う C の値を決定（単位：m）
- ・巨木化以外の要因による危険木、支障木撤去を 10%計上

路線	主要樹種	種別	伐採植替方針	剪定方法	
芦屋川右岸線	サクラ	適正化	C1.2以上を植替 (伐採本数の1/2を植樹)	軽剪定1回/年 (全体の8割)	C0.3未満は軽剪定1回/3年
芦屋川右岸線	マツ	適正化	更新しない	基本剪定1回/3年	
芦屋川左岸線	サクラ	適正化	C1.2以上を植替 (伐採本数の1/2を植樹)	軽剪定1回/年 (全体の8割)	C0.3未満は軽剪定1回/3年
芦屋川左岸線	マツ	適正化	更新しない	基本剪定1回/3年	
宮川線	ケヤキ	適正化	C1.2以上を植替 (伐採本数の1/2を植樹)	基本剪定1回/3年 軽剪定2回/3年	C0.3未満は軽剪定1回/3年
山手幹線	ケヤキ	適正化	C1.2以上を植替 (伐採本数の1/2を植樹)	基本剪定1回/3年 軽剪定2回/3年	C0.3未満は軽剪定1回/3年
川西線	サクラ	植替	15年以内にC1.2以上を伐採 15年後以降に全て植替 (伐採本数の1/2を植樹)	軽剪定1回/年 (全体の8割)	C0.3未満は軽剪定1回/3年
駅前線	サクラ	適正化	C1.2以上を植替 (伐採本数の1/2を植樹)	軽剪定1回/年 (全体の8割)	C0.3未満は軽剪定1回/3年
鳴尾御影線	ケヤキ	適正化	C1.2以上を植替 (伐採本数の1/2を植樹)	基本剪定1回/3年 軽剪定2回/3年	C0.3未満は軽剪定1回/3年
芦屋中央線 R43以南	ハナミズキ	適正化	(30年以内の植替なし)	基本剪定1回/年	C0.3未満は軽剪定1回/3年
宮川右岸線 防潮堤以南	サクラ	適正化	C1.2以上を植替 (伐採本数の1/2を植樹)	軽剪定1回/年 (全体の8割)	C0.3未満は軽剪定1回/3年
宮川左岸線 防潮堤以南	サクラ	適正化	(30年以内の植替なし)	軽剪定1回/年 (全体の8割)	C0.3未満は軽剪定1回/3年
芦屋中央線	ケヤキ	植替	10年以内に全て植替 (伐採本数の1/2を植樹)	基本剪定1回/3年 軽剪定2回/3年	C0.3未満は軽剪定1回/3年
芦屋中央線	イチヨウ	植替	10年以内に全て植替 (伐採本数の1/2を植樹)	基本剪定1回/3年 軽剪定2回/3年	C0.3未満は軽剪定1回/3年
川東線	未定	植替	全て植替(時期未定) (伐採本数の1/2を植樹)	基本剪定1回/年	C0.3未満は軽剪定1回/3年
宮川線 R43以南	ケヤキ	適正化	C1.2以上を植替 (伐採本数の1/2を植樹)	基本剪定1回/3年 軽剪定2回/3年	C0.3未満は軽剪定1回/3年
宮川線 R43以南	サクラ	適正化	C1.2以上を植替 (伐採本数の1/2を植樹)	軽剪定1回/年 (全体の8割)	C0.3未満は軽剪定1回/3年
稲荷山線	イチヨウ シンジュ	植替	15年以内にシンジュをイチヨウに植替、C1.2以上を伐採 15年後以降に全て植替え (伐採本数の1/2を植樹)	基本剪定1回/3年 軽剪定2回/3年	C0.3未満は軽剪定1回/3年
防潮堤線	マツ	適正化	C0.9以上を植替 (伐採本数の1/2を植樹)	基本剪定1回/3年	C0.3 未満は軽剪定 1 回/3 年
防潮堤線	ユリノキ	適正化	C0.9以上を植替 (伐採本数の1/2を植樹)	基本剪定1回/3年	C0.3 未満は軽剪定 1 回/3 年
陽光涼風線	クスノキ	適正化	(30年以内の植替なし)	基本剪定1回/年	C0.3未満は基本剪定1回/3年
陽光海洋線	ケヤキ	適正化	(30年以内の植替なし)	基本剪定1回/3年 軽剪定2回/3年	C0.3未満は軽剪定1回/3年

(3) 育成管理路線

- 育成管理路線の維持管理費は、30年間で約9.7億円（適正化）、約1.2億円（植替）の合計10.9億円となる。

表 5-3 維持管理費試算（左：育成管理路線（適正化）、右：育成管理路線（植替））

●30年試算 単位：百万円					●30年試算 単位：百万円				
年数	3年間剪定 必要額	伐採+植樹 費用	単年度 費用	累計	年数	3年間剪定 必要額	伐採 費用	単年度 費用	累計
0-3年	61.07	31.73	30.93	92.80	0-3年	4.69	12.67	5.79	17.36
4-6年	61.07	31.73	30.93	185.59	4-6年	4.69	12.67	5.79	34.72
7-9年	61.07	31.73	30.93	278.39	7-9年	4.69	12.67	5.79	52.07
10-12年	61.07	31.73	30.93	371.18	10-12年	4.69	12.67	5.79	69.43
13-15年	61.07	31.73	30.93	463.98	13-15年	4.69	12.67	5.79	86.79
16-18年	51.49	49.32	33.60	564.79	16-18年	6.44	0.00	2.15	93.23
19-21年	51.49	49.32	33.60	665.60	19-21年	6.44	0.00	2.15	99.67
22-24年	51.49	49.32	33.60	766.41	22-24年	6.44	0.00	2.15	106.11
25-27年	51.49	49.32	33.60	867.22	25-27年	6.44	0.00	2.15	112.55
28-30年	51.49	49.32	33.60	968.03	28-30年	6.44	0.00	2.15	118.99

<試算の前提条件>

（適正化）

- 大木化により交通に支障が出る場合を想定し、CO.9cm以上を伐採、1/2の本数を植樹
- 3年に1回基本剪定
- 大木化以外の要因による危険木、支障木撤去を10%計上

（植替）

- 特定外来種等を中心に路線内の全木を伐採し、1/2の本数（在来種）を植樹
- 3年に1回基本剪定

(4) 管理見直し路線

- ・管理見直し路線の維持管理費は、30年間で約0.4億円となる。

表 5-4 維持管理費試算（管理見直し路線）

●30年試算

単位：百万円

年数	3年間剪定 必要額	伐採 費用	単年度 費用	累計
0-3年	0.00	8.42	2.81	8.42
4-6年	0.00	8.42	2.81	16.84
7-9年	0.00	8.42	2.81	25.25
10-12年	0.00	8.42	2.81	33.67
13-15年	0.00	8.42	2.81	42.09
16-18年	0.00	0.00	0.00	42.09
19-21年	0.00	0.00	0.00	42.09
22-24年	0.00	0.00	0.00	42.09
25-27年	0.00	0.00	0.00	42.09
28-30年	0.00	0.00	0.00	42.09

<試算の前提条件>

- ・特定外来種や植栽基盤が小さい区間、道路空間を阻害している区間などの樹木を伐採
- ・新たな植樹は行わない

(5) 緩衝緑地

- ・緩衝緑地の維持管理費は、30年間で約1.4億円となる。

表 5-5 維持管理費試算（緩衝緑地）

●30年試算

単位：百万円

年数	3年間剪定 必要額	伐採+植樹 費用	単年度 費用	累計
0-3年	0.00	14.29	4.76	14.29
4-6年	0.00	14.29	4.76	28.59
7-9年	0.00	14.29	4.76	42.88
10-12年	0.00	14.29	4.76	57.18
13-15年	0.00	14.29	4.76	71.47
16-18年	0.00	14.11	4.70	85.58
19-21年	0.00	14.11	4.70	99.70
22-24年	0.00	14.11	4.70	113.81
25-27年	0.00	14.11	4.70	127.93
28-30年	0.00	14.11	4.70	142.04

<試算の前提条件>

- ・CO.9m 以上を伐採
- ・剪定および植樹は行わない

VI. スケジュール

概ね 5 年毎に必要な応じて中間見直しを行い、10 年毎に実施した対策や街路樹管理の結果を検証し、新たな街路樹更新計画に反映しながら策定していく。

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
総合計画	第4次					第5次総合計画					
都市計画マスタープラン	改訂					取組実施					
緑の基本計画	改訂					取組実施					
街路樹更新計画	策定			取組実施		中間見直し			取組実施		中間見直し

VII. 参考資料

1. 関連計画

① 芦屋市総合計画（第5次 令和3年度策定予定）

URL：<https://www.city.ashiya.lg.jp/gyousei/sougoukeikaku5ji/process.html>

「人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市」を本市の将来像として掲げており、街路樹に関連する計画として、以下のことが記載されている。

【施策目標9：住宅都市の魅力が受け継がれ、高められている】

＜まちなかの緑の持続可能な整備に努めます＞

地域主体の緑化の推進

- 花と緑で彩られた芦屋をつくるため、オープンガーデン参加箇所数の維持増加や市内緑化団体の活動を支援する。

持続可能な緑の維持管理手法の検討

- 緑の基本計画に基づき、まちに潤いをもたらす街路樹や公園の緑の維持管理に取り組む。

＜良好な景観を守り、魅力を伝えます＞

良質な都市景観への誘導

- 芦屋の美しい景観を守り、育てるため、「景観地区」の認定制度による良好な景観の創出と維持、屋外広告物条例の推進、無電柱化の推進などを図る。

② 都市計画マスタープラン（2017.3改訂、2020改訂予定）

URL：<https://www.city.ashiya.lg.jp/toshikeikaku/toshimasu-kaitei3/toshimasu-kaitei3.html>

景観に関する諸計画に基づき、良好な景観形成をさらに推進。また、花と緑に包まれた新しい市街地景観と、昔ながらの住宅地景観と山の緑が調和する多面的かつ有機的な都市景観の形成により、「庭園都市」の実現を目指し、以下のことが記載されている。

●都市景観形成の方針図

- ・シンボルロードの景観形成
- ・芦屋川沿いの景観保全
- ・宮川の河川空間を生かした街路景観の創出

●自然環境保全・都市環境形成の方針

- ・水と緑のネットワーク



図 7-1 都市計画マスタープラン 都市景観形成の方針

③芦屋市公共施設等総合管理計画

URL : <https://www.city.ashiya.lg.jp/gyousei/koukyousisetu/sougoukanrikeikaku.html>

今後の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために、各種施設について長期視点を持ち、持続可能な行政を目指して、分野ごとの個別計画の策定を促している。

④緑の基本計画（2021.3 改定予定）

URL : <https://www.city.ashiya.lg.jp/toshikeikaku/kihon.html>

芦屋市では、「芦屋庭園都市の実現」を目指して、「芦屋市緑の基本計画」を策定し公園や街路樹だけでなく、民有地内の緑など、まち全体の緑の保全と推進を図ってきた。

それらの取り組みについて、行政による取り組みの検証や市民アンケートの結果、総合計画等関連計画との整合性の観点で整理し、計画の方向性を示し、緑の将来像を設定する。

◎「緑の質」の向上

本市の緑は、これまでの「緑を増やす」取組により、着実に増加が図られている。

今後も必要と考えられる施策に継続して取り組み、美しいまちなみや景観の形成、良好な都市環境の保全を図る。また、地域活動や環境教育、福祉活動等での緑の活用を進め、緑とのかかわりを通じた交流やコミュニティの形成等により、まちの魅力やくらしの発展に寄与する「緑の質」の向上を図る。

◎協働の取組

周辺のまちなみと調和した緑のあり方や地域の特性に応じた取組を共に考え、共に進めていくことや、緑化活動への参加の推進など、市民と市の協働による施策の推進を図る。

◎緑の効果に着目した施策の展開

緑の、そこに存在することで発揮される効果や、利用することにより生じる効果、緑化活動などを通じて人と人とのつながりが生まれる効果に、日々の暮らしの中でそれぞれの形で触れることができる施策の展開に取り組む。

「市街地の緑」

これまで時間をかけて創り、育ててきた市街地の緑は、芦屋川・宮川という縦の軸、幹線道路という横の軸、それらをつなぐ住宅地や公園・緑地、街路樹の緑によって構成されている。

<街路樹>

- ・幹線道路等で重点的に管理する路線を決め、周辺のまちなみとの調和、都市の防災機能の向上、生物の住みかの確保など、様々な視点でその路線ごとに適切な整備や管理の方法を地域の皆さんと共に考え、共に施策を実施する。

⑤無電柱化推進計画

URL : https://www.city.ashiya.lg.jp/douro/mudenntyuka_torikumi.html

林立する電柱や張り巡らせた電線が歩行者や車いす利用者の通行を妨げるとともに、良好な都市景観を損ねることとなっている。無電柱化による防災機能の強化が必要であることが改めて認識されている。将来にわたり、国際文化住宅都市として、良好な住環境を維持し、災害に強いまちとして継続して発展していくために、本計画を策定。優先路線を定め、計画的に無電柱化を図り。それ以外の道路については、優先路線の整備後に、順次、無電柱化を図ることとすることが記載されている。

表 7-1 無電柱化の短期及び中期目標路線

短期目標路線	中期目標路線
■実施予定路線 ・ 芦屋川右岸線（鳴尾御影線 以南） 731m ・ 芦屋川左岸線（鳴尾御影線～阪神電鉄） 69m	・ 稲荷山線（国道2号～国道43号） 342m ・ 鳴尾御影線（芦屋川右岸線～神戸市境） 268m ・ 鳴尾御影線（芦屋中央線～川東線） 435m
■他事業に併せて取り組む必要のある路線 ・ 駅前広場西線（JR芦屋駅南口～芦屋川左岸線） 371m ・ 駅前広場東線（JR芦屋駅南口～芦屋中央線） 102m	・ 川西線（国道2号～国道43号） 608m ・ 鉄道沿西線（JR芦屋駅～芦屋川右岸線） 460m ・ 川東線（阪神電鉄～国道43号） 232m
■路線評価による路線 ・ 芦屋川右岸線（鉄道沿西線～阪急電鉄） 358m ・ 鳴尾御影線（芦屋川右岸線～県道奥山精道線） 100m ・ 芦屋中央線（駅前広場東線～国道2号） 137m ・ 芦屋中央線（国道2号～国道43号） 522m	・ 稲荷山線（防潮堤線～国道43号） 600m

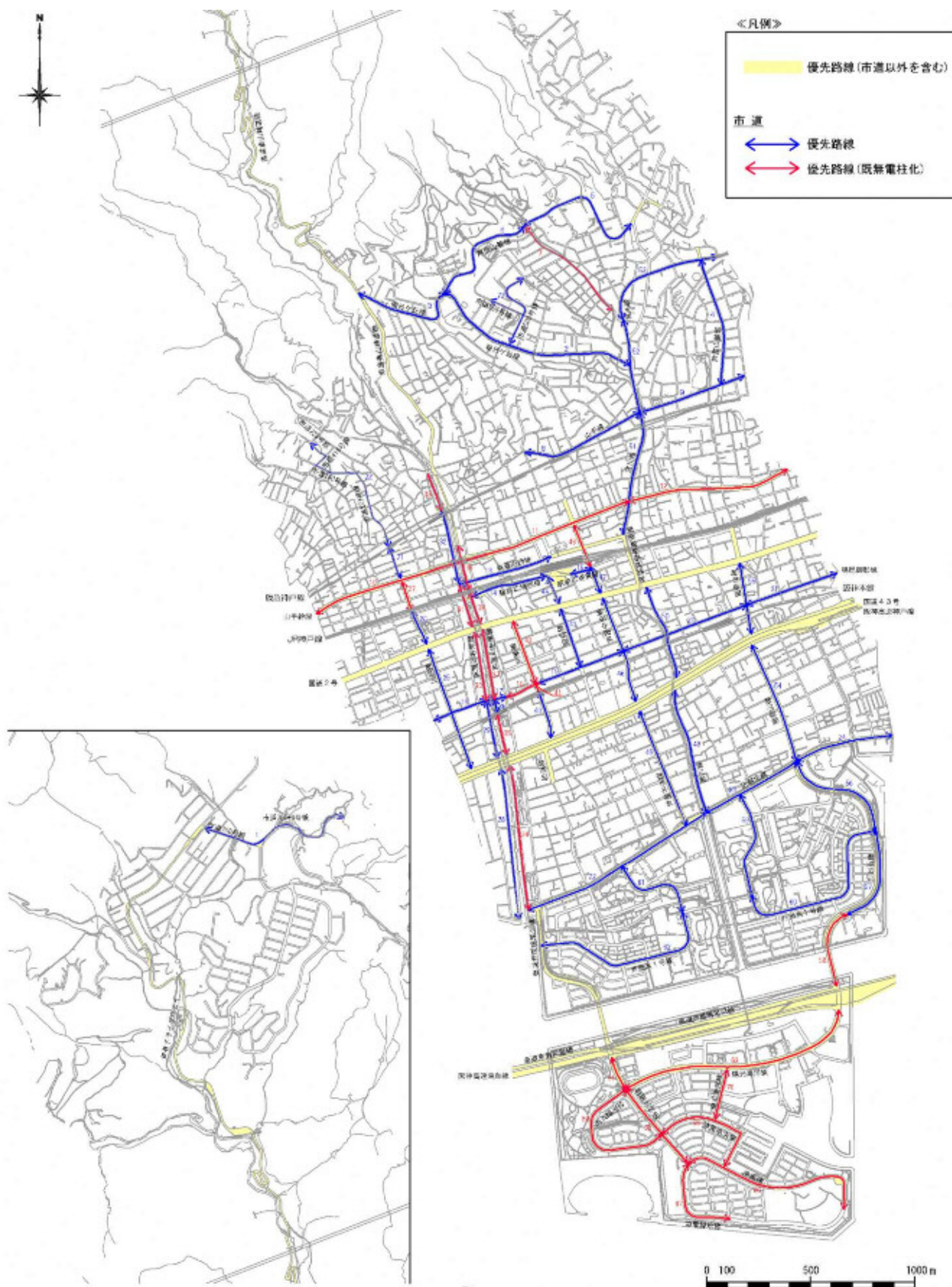


図 7-2 無電柱化優先路線 区間図

⑥芦屋市自転車ネットワーク計画

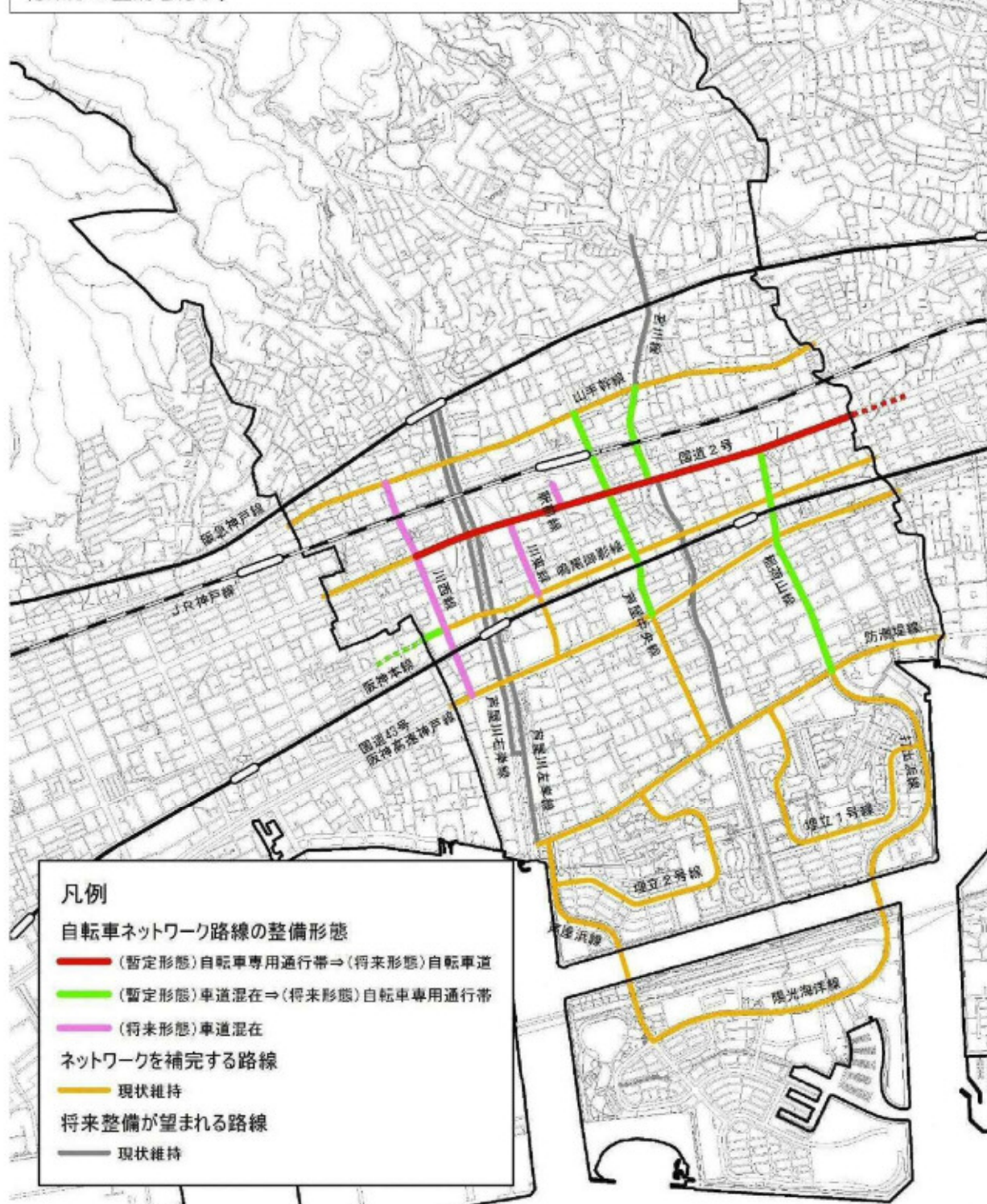
URL： <https://www.city.ashiya.lg.jp/douro/jitensyanet.html>

歩行者・自転車・自動車が安全・安心で快適に通行できるような走行環境の整備が課題となっており、芦屋市でも安全・安心なまちづくりを進めていくうえで走行環境の整備を行っていく必要がある。本計画は、歩行者・自転車の安全・安心のために、自転車走行環境を整備（自転車の走る場所を明確化）し、自転車ネットワークを形成することを目的として策定。

表 7-2 自転車ネットワーク路線

自転車ネットワーク路線	ネットワークを補完する路線 (現状維持)	将来整備が望まれる路線 (現状維持)
・国道2号 ・芦屋中央線 (国道43号以北) ・稲荷山線 ・宮川線 (山手幹線～国道2号) ・駅前線 ・川西線・鳴尾御影線 (市境～川西線まで) ・川東線 (鳴尾御影線以北)	・国道43号 ・芦屋中央線 (国道43号以南) ・鳴尾御影線 ・芦屋浜線 ・打出浜線 ・陽光海洋線 ・埋立1号線 ・埋立2号線 ・防潮堤線 ・山手幹線 ・川東線（鳴尾御影線以南）	・宮川線（山手幹線以北） ・宮川線（国道2号以南） ・芦屋川左岸線 ・芦屋川右岸線

以下に示す整備形態により、自転車ネットワーク路線の整備を進める。
将来形が速やかに実施可能な状況であれば、暫定形を実施せずに速やかに将来形の整備を行う。



芦屋中央線のJ Rとの立体交差部等、幅員の変更が特に困難である特殊部に関しては、当面は現状活用することとする。

図 7-3 自転車ネットワーク路線の整備形態

2. 関連法令

①道路法

街路樹は「道路法」において、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設として、道路管理者が設置する「道路の付属物」の一種と位置づけられている。

②道路構造令

道路には、地上空間に街路灯や交通標識などの道路附属物のほか、電柱などの占用物件があり、また、地下空間にも上下水道管やガス管、共同溝などさまざまな施設があり、街路樹と空間的に競合している。これらの施設や車両や歩行者などの支障にならないように、一定の空間（建築限界）を保つように定められており、街路樹もそのルールの中で管理されている。

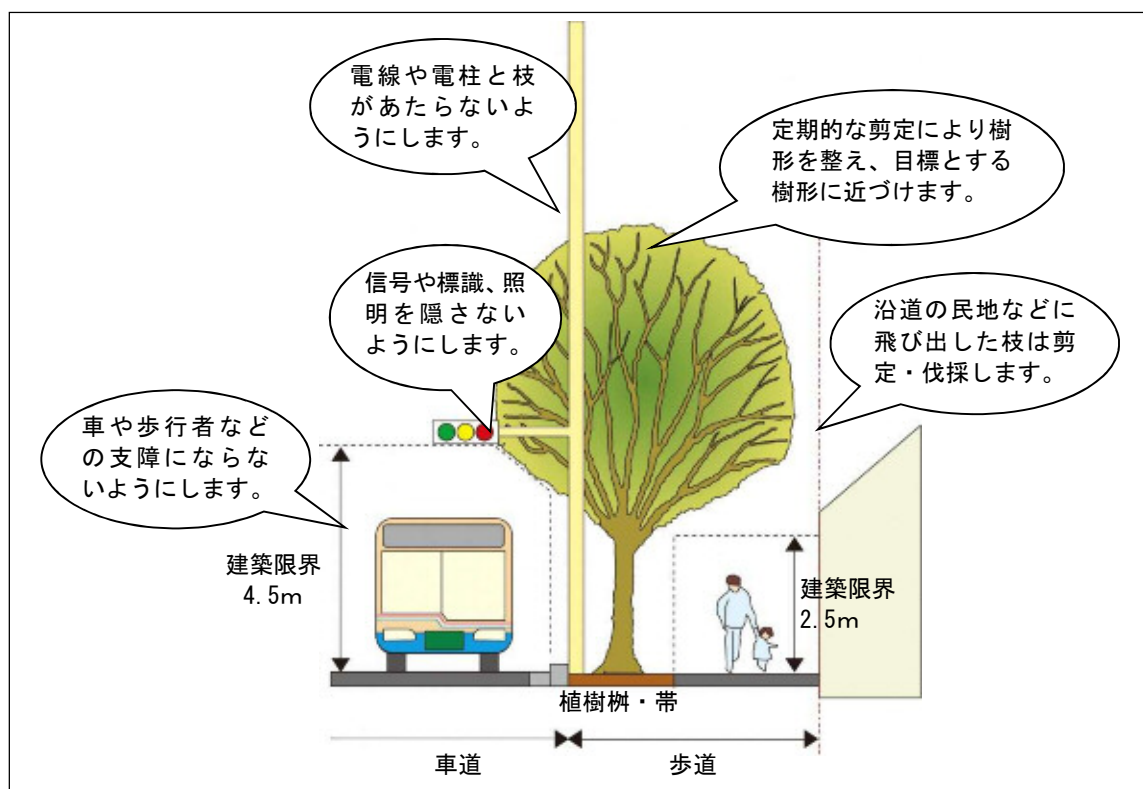


図 7-4 道路空間への街路樹植栽のルール

③道路緑化技術基準（平成 27 年 3 月改正）

道路緑化の推進により、一定のストックが形成される一方、以下のような課題も顕在化している。

- 植栽構成の画一化
- 剪定・除草が行き届かず、見通しの阻害、通行の支障、景観の悪化
- 高齢木の増加により、倒木や落枝の発生

これらの課題に対応し、道路交通機能の確保を前提にしつつ、緑化に求められる機能を総合的に発揮させ、「道路空間や地域の価値向上」に資するよう道路緑化に努めるため、平成 27 年 3 月に道路緑化技術基準が改正された。

<改正のポイント>

- 1) 設計時に、植栽する道路空間に見合った樹種選定、将来の姿を念頭に置いた樹木等の配置を行うべきこと。
- 2) 道路巡回時の留意点、安全確保等の視点から道路管理者が実施すべき事項を規定。
- 3) 高齢化・巨大化した樹木の更新を規定。福井市、名古屋市や神戸市などの自治体では、植え替えなどの対策を盛り込んだ指針や計画を策定し、先進的に課題解決に向けた取り組みを進めている。

3. 市政モニターアンケート結果（概要）

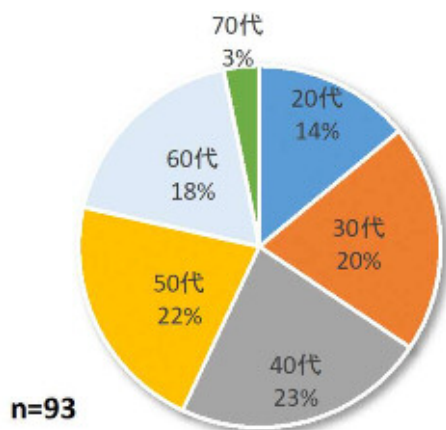
目 的：芦屋市街路樹更新計画策定に向けて市民の街路樹に対する意向調査を行う。

実施時期：令和2年6月25日から7月6日

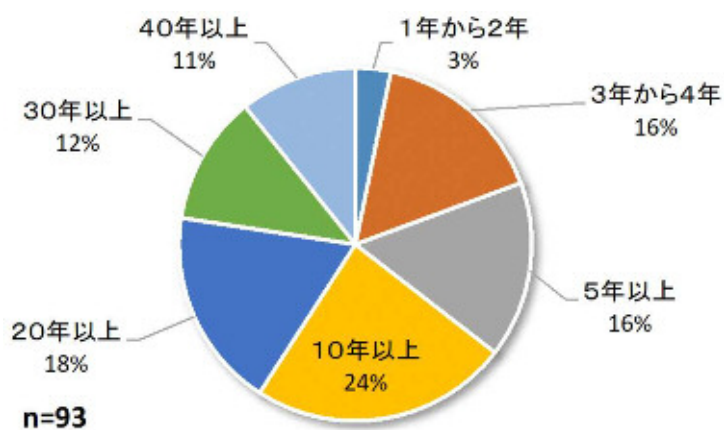
対 象：市政モニター 100 名

<属性・居住歴>

- ・回答者の属性は20代～60代でほぼまんべんなく回答
- ・居住歴は「3～4年」「5年以上」「10年以上」「20年以上」「30年以上」でほぼまんべんなく回答



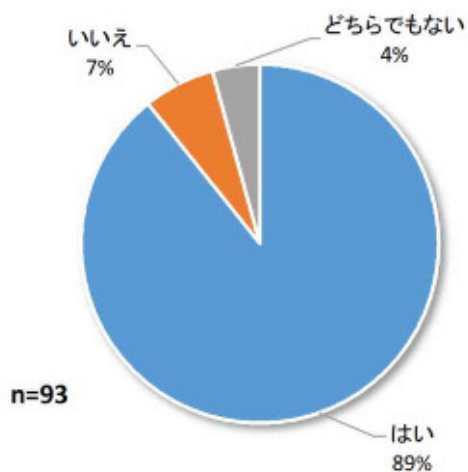
【属性】



【居住歴】

<街路樹が好きか>

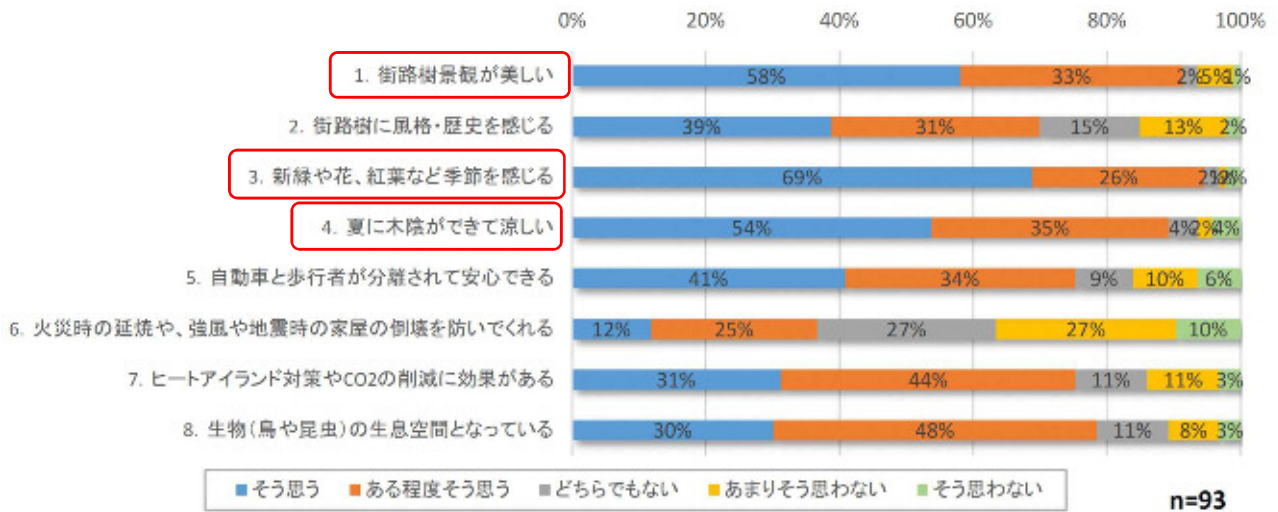
- ・約9割の方が「市内の街路樹が好き」と回答



【街路樹が好きか】

<良いと感じること>

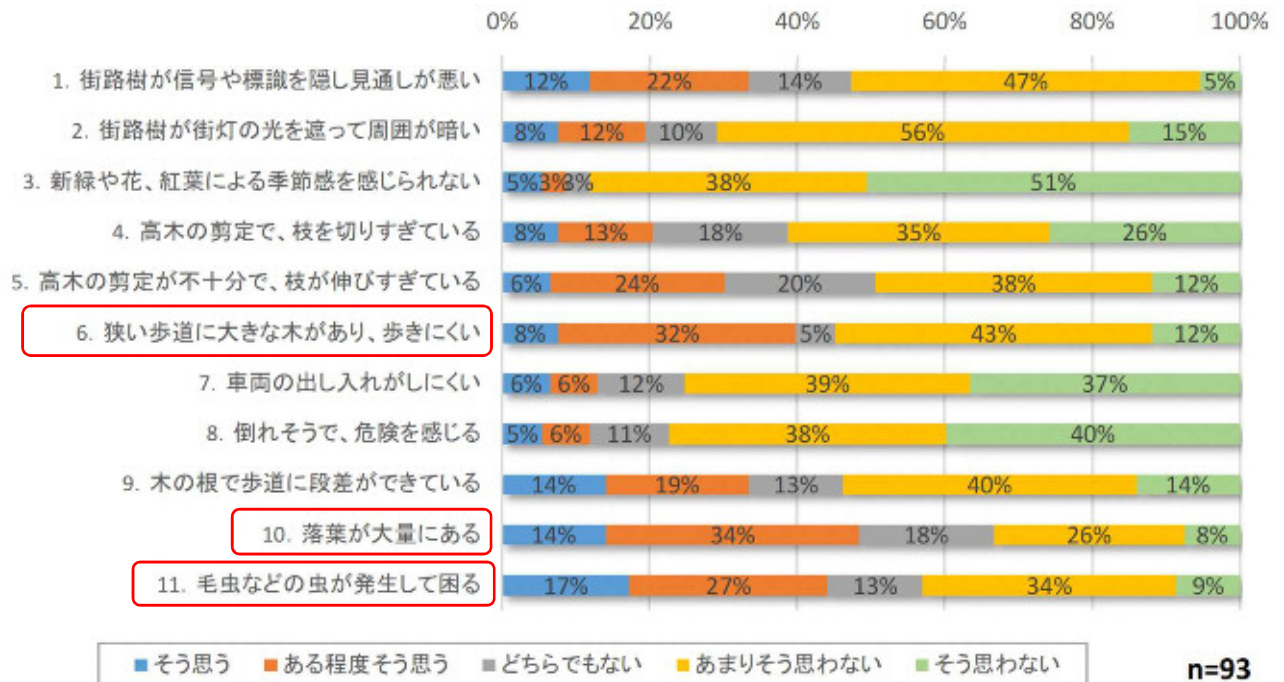
- “そう思う”と“ある程度そう思う”を足すと、「街路樹景観が美しい」「新緑や花、紅葉など季節を感じる」「夏に木陰ができて涼しい」が良いと感じている人の割合が高い



【良いと感じること】

<問題だと感じること>

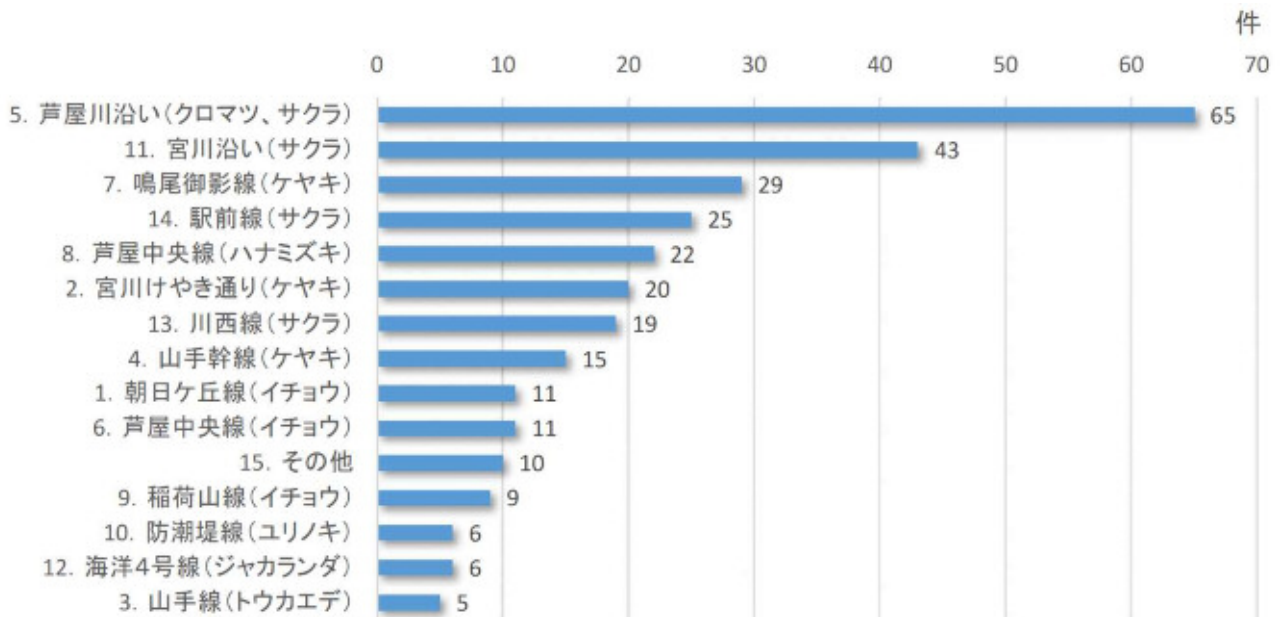
- “そう思う”と“ある程度そう思う”を足すと、「落葉が大量にある」「毛虫などの虫が発生して困る」「狭い歩道に大きな木があり歩きにくい」が問題だと感じている人の割合が高い



【問題だと感じること】

<良好な樹木だと思う路線>

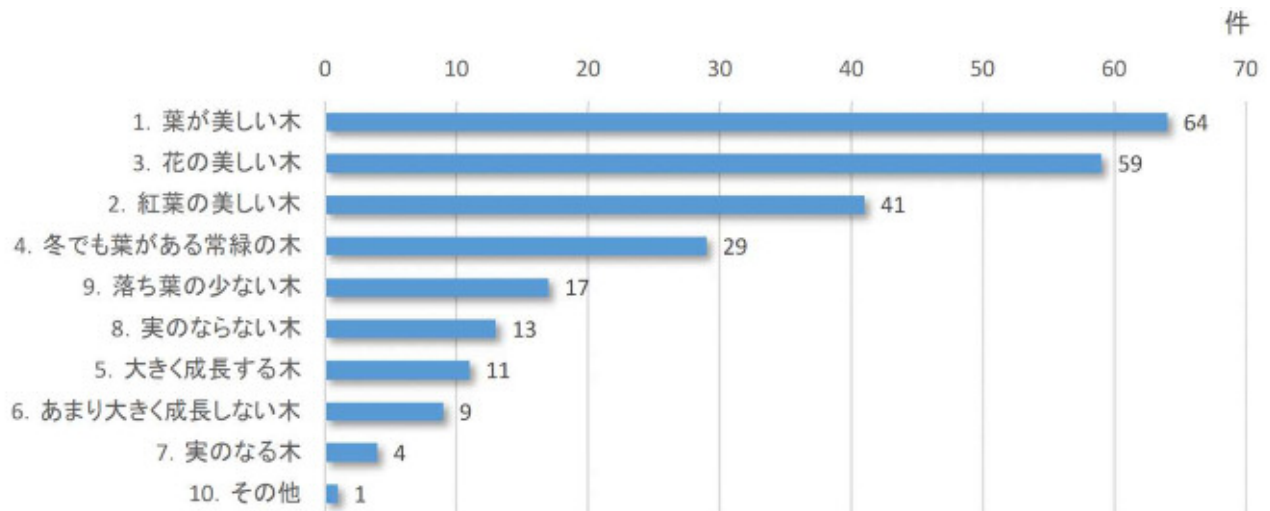
- ・「芦屋川沿い(クロマツ、サクラ)」「宮川沿い(サクラ)」「鳴尾御影線(ケヤキ)」「駅前線(サクラ)」「芦屋中央線(ハナミズキ)」「宮川けやき通り(ケヤキ)」などの路線を良好な街路樹だと思っている人が多い



【良好な街路樹だと思う路線】

<街路樹にふさわしいと思う木>

- ・「葉が美しい木」「花の美しい木」「紅葉の美しい木」「冬でも葉がある常緑の木」が街路樹にふさわしいと思っている人が多い



【街路樹にふさわしいと思う木】

4. 芦屋市街路樹更新計画策定委員会

(1) 計画策定経過

年 月 日	名 称	内 容
令和2年3月25日	第1回 芦屋市街路樹更新計画策定委員会	(1) 街路樹の現状と課題 (2) 計画更新の目的 (3) 更新計画策定のスケジュール (4) 市政モニターアンケート
令和2年6月25日～ 令和2年7月6日	市政モニターアンケート	街路樹に関する意識調査
令和2年9月15日	第2回 芦屋市街路樹更新計画策定委員会	(1) 前回委員会での意見 (2) 策定スケジュール (3) 市政モニターアンケート結果 (4) 市内街路樹の管理方針 (5) 市民参画協働
令和2年11月13日	第3回 芦屋市街路樹更新計画策定委員会	(1) 前回委員会での意見 (2) 街路樹更新計画（案）について
令和2年12月14日～ 令和3年1月22日	市民意見募集 (パブリックコメント)	計画（原案）に関する市民意見の募集
令和3年2月10日	第4回 芦屋市街路樹更新計画策定委員会	(1) パブリックコメントにおける意見と回答 (2) 街路樹更新計画（原案）について

(2) 市民意見募集（パブリックコメント）

募集期間	令和2年12月14日（月）から令和3年1月22日（金）まで
内容の閲覧場所	市ホームページ，市役所東館2階街路樹課，市役所北館1階行政情報コーナー，ラポルテ市民サービスコーナー，市民センター（公民館図書室），図書館本館，保険福祉センター，市民活動センター（リードあしや），潮芦屋交流センター
意見の提出方法	街路樹課に持参，郵送・ファクス，ホームページ上の意見専用フォーム
提出件数	6人10件

(3) 芦屋市街路樹更新計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 芦屋市街路樹更新計画を策定し、これまで培われた緑豊かな景観を守りながら、個々の街路樹がより健全に生育できる環境及び安全な道路空間を整備するため、芦屋市街路樹更新計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 芦屋市街路樹更新計画の策定に関すること。
- (2) その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 街路樹に関する専門知識を有する者
- (3) 市民参画に関する専門知識を有する者
- (4) 公共施設のマネジメントに関する専門知識を有する者
- (5) 市民
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明等を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、街路樹更新計画に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

(4) 芦屋市街路樹更新計画策定委員会委員名簿

氏 名	区 分	出身団体等の名称及び役職
かわぐち まさたけ 川 口 将武	学識経験者	大阪産業大学 専任講師
せ こ さちこ 瀬 古 祥子	学識経験者	京都市動物園 教育普及嘱託員
もり ひろみ 守 宏美	学識経験者	兵庫県立淡路景観園芸学校 景観園芸専門員
きん しかん 金 志煥	学識経験者	東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー
ほんごう たかし 本 郷 孝	市民団体の代表者	芦屋市自治会連合会
なかい よしひろ 中 井 芳弘	造園業経験者	元 造園業者
かどた な ほ こ 門 田 直保子	市民団体の代表者	市民団体（フライパン）



芦屋市街路樹更新計画

令和 3 年 (2021 年) 3 月
発行：芦屋市 都市建設部 街路樹課

〒659-8501 芦屋市精道町 7 番 6 号
TEL: (0797) 38-2470 [直通]